

# 遺族補償年金

## 男女格差は「合憲」 夫のみに年齢制限 最高裁初判断

毎日新聞 2017年3月22日

遺族補償年金の受給要件に、妻以外の遺族に対して年齢制限を設けた地方公務員災害補償法の規定が、法の下での平等を定めた憲法に違反するかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷（山崎敏充裁判長）は21日、規定は合憲とする初判断を示した。小法廷は「妻が置かれている社会的状況に鑑み、規定が合理的な理由を欠くとは言えない」と指摘。「性差別に基づく規定で違憲」と主張した原告側の上告を棄却した。

裁判官5人全員一致の意見。同法は年金の受給要件について、夫が死亡した場合は妻に年齢制限を設けていない一方で、妻が死亡した場合は死亡時点で夫が55歳以上と規定している。規定を違憲とした1審・大阪地裁判決を取り消し、合憲とした2審・大阪高裁判決が確定した。

高裁判決は「労働者に占める非正規雇用の割合が女性は男性の3倍近い」「女性の平均賃金は男性の約6割以下」などの状況を示し、「妻を亡くした夫が独力で生計を維持できなくなる可能性は、夫を亡くした妻に比べ著しく低い」との判断を示していた。

小法廷は、男女間の労働力人口の割合や、男性の平均賃金が女性より高いことなどを考慮。「死亡した職員の夫に一定年齢に達していることを受給要件とする部分は憲法に反しない」と結論付けた。

## 遺族補償年金 納得できぬ最高裁判決

北海道新聞 03/23

「合憲」の判断は、社会の要請に応えたといえるだろうか。

遺族補償年金の規定が、夫を亡くした妻を無条件で支給対象としながら、妻を亡くした夫には年齢制限を設けていることが、憲法の「法の下での平等」に反するかが争われた訴訟の上告審判決である。

最高裁は、半世紀前にできた規定を「不合理でない」とした。

専業主婦世帯が大半だった当時は、妻の生活を守る意味で「不合理」ではなかったのだろう。

しかし、女性の社会進出で、夫も妻も仕事を持つ世帯が一般的になり、妻が家計を支える世帯も珍しくなくなった。

それを踏まえれば、男女差を容認した最高裁判決は、現在の社会情勢を反映したとはいえない。

争点となったのは、遺族補償年金の受給資格を、夫の場合は55歳以上とした地方公務員災害補償法の規定である。

大阪府の元会社員男性（70）は、公立中学校の教諭だった妻を公務災害で失い、遺族補償年金を申請したが、当時51歳だったため規定によって支給されなかった。

男性の訴えに対して、一審大阪地裁は規定を違憲、二審大阪高裁は合憲とし、判断が分かれた。

最高裁は上告棄却の理由として、一般的に女性が男性に比べて《1》労働力人口が少ない《2》平均賃金が安い《3》非正規労働者が多い—ことを理由に挙げて、規定には合理性があると判断した。

しかし、そうではあるまい。夫婦の形はさまざまだ。現状の追認では、不当に不利益を被るケースが出てしまう。

1990年代には既に、共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、現在は2倍近くになっている。

夫が失職したり、自ら「専業主夫」の道を選ぶケースもある。

最高裁に求められていたのは、その現実を見据えた判断だろう。

地方公務員だけでなく、国家公務員や民間の労災などにも同様の規定がある。

先進国では、こうした男女の扱いに差がある制度の見直しが進み、現在残っているのは日本くらいと指摘されている。

国民年金の遺族基礎年金では、従来は母子家庭に限られていた支給対象が2014年、父子家庭にも拡大された。

遺族補償年金についても、法令上の男女差をなくす流れの上で考える必要がある。

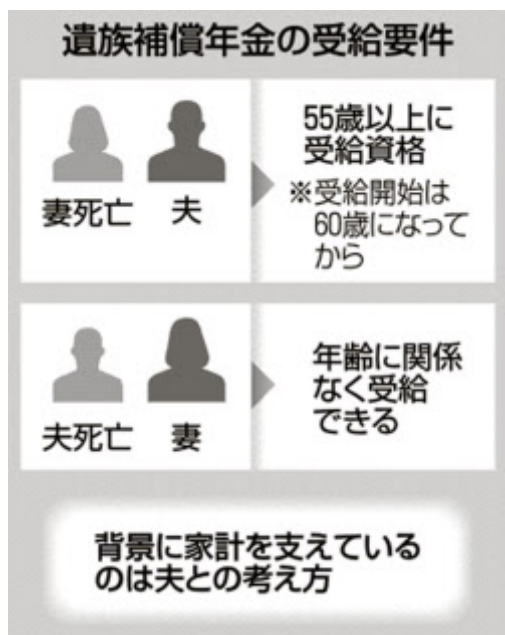
政治も、社会の変化に目を向けて、積極的に見直しの議論を進めるべきだ。

## 遺族年金の男女差「合憲」 最高裁が初判断

### 賃金格差踏まえ

日本経済新聞 2017/3/21

労災で配偶者を亡くした場合の遺族補償年金をめぐり、夫だけは55歳以上でないと受給できない規定が憲法違反かどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷（山崎敏充裁判長）は21日、規定は合憲とする初判断を示した。「男女の賃金格差などを踏まえれば、（妻に手厚い）規定に合理性がある」と指摘した。



合憲かどうか争われたのは、1967年施行の地方公務員災害補償法の規定。妻は年齢を問わずに受け取れるため、妻を亡くした原告の堺市の男性（70）が、法の下での平等を定めた憲法に反するとして提訴した。

同小法廷は判決理由で、男女間の労働人口の違いや平均賃金の格差、雇用形態の違いを挙げ、「妻の置かれている社会的状況に鑑みれば、妻に年齢の受給要件を定めない規定は合理性を欠くものではない」と判断した。裁判官5人の全員一致。男性の敗訴が確定した。

民間や国家公務員の労災の遺族補償にも同様の年齢制限がある。

2013年11月の一審・大阪地裁判決は「現在の一般的な家庭のモデルは共働き世帯で、

配偶者の性別による差別的な扱いには合理性がない」とし、地方公務員災害補償基金（東京）による不支給の決定を取り消した。

15年6月の二審・大阪高裁判決は男女間の賃金格差を理由に「夫を亡くした妻の方が、独力で生計を維持できなくなる可能性が高い」と指摘。規定は不合理な差別ではないとした。逆転敗訴した男性が上告していた。

一、二審判決などによると、1998年、市立中学の教員だった妻（当時51）が自殺。男性は遺族補償年金の支給を申請したが、妻の死亡時点で男性が51歳だったため、受給要件の55歳に達していないとして支給されなかった。

## 国民年金「積み立て前納」のススメ

文 荻原博子

朝日新聞 2017年3月23日

4月から、国民年金の保険料が上がります。

平成28年度は月1万6260円でしたが、29年度は1万6490円になります。平成20年度が1万4410円ですから、ここ10年の間に、2080円も保険料が値上がりしたということ。年間にすると、2万4960円の負担増です。

しかも、自営業者の方は、夫婦で国民年金という方も多いので、2人合わせると月の保険料は3万2980円。年間では、39万5760円にもなるのでバカになりません。

国民年金は、まとめて支払うと保険料が安くなります。

口座引き落としの場合、6カ月を前納すると、9万8940円が1120円安い9万7820円になります。1年前納だと、19万7880円が4150円安い19万3730円に。国民年金は2年まで前納でき、平成30年度の保険料は月1万6340円。ですから、2年前納だと39万3960円が1万5640円安い37万8320円になります。夫婦2人で2年前納にすると、3万1280円も安くなります。

ちなみに今年からは、割引率は口座引き落としよりも少し落ちますがクレジットカード払いでも2年前納ができるようになっています。

現在、毎月口座引き落としで払っている人は、やり方を変えてみてはどうでしょう。どうせ払わなくてはならないのですから、1回だけは夫婦2人分の75万6640円を前納し、翌月から、2人分の国民年金保険料としてちょっと多めの3万5000円を自動積み立てでためていく。2年後にその中からまた2年分の保険料を前納で収めれば、口座には8万3360円残ります。このお金で、2年に一度はご夫婦で旅行などに行かれてはいかがですか。

## 老後を豊かにする 年齢を受け入れる生き方

経済コラムニスト 大江英樹

定年間際のサラリーマンや年金生活者にとって、豊かな老後を送るための課題はお金だけとは限りません。年齢に応じた生き方も課題となります。誰もが若くありたいと思うでしょうが、老いは容赦なくやってきます。そうした現実に向き合えばいいのでしょうか？

詩人サミュエル・ウルマンが書いた「青春」という詩があります。「青春とは人生のある期間ではなく、心の有り様を言うのだ」という有名な詩です。世の中にはこの詩が大好きだという人がたくさんいます。特に比較的年齢の高い経営者や企業の役員にその傾向が強いようです。

そういう人には申し訳ないのですが、私は若い頃からこの詩が好きではありませんでした。年を取ったら好きになるかと思ったものの、65歳という年齢になっても同じです。

## ■「青春だ」と叫んでも年は取る

自分が若い頃に証券会社で支店勤務をしていたとき、本社から時々役員の人に来て講話すると、しばしばこの「青春」の話を聞かされました。たいていは、この詩の講釈を聞かされた後に「いいか、青春というのは年齢じゃないんだ。俺なんか今でも元気いっぱい、お前たちよりもずっと青春真っただ中にいるんだぞ」という言葉で締めくくるパターンでした。

当時、私は心の中で「何を言っているんだ。単なる負け惜しみじゃないか」とひそかに思ったものです。ウルマンの詩には「青春」「若さ」にこそ価値があり、老いていくことは人生の敗北であるといった考え方が根底にうかがえます。私がこの詩を好きでないのもいつまでも青春を引きずっているという空気をありありと感じるからです。

年を取れば能力は落ちます。体力はもちろん記憶力も、場合によっては判断力だって低下することが多くなります。見た目も若い頃とは違って衰えます。にもかかわらず「青春だ」と声高に叫ぶのは、「若者には負けたくない、自分だってまだまだやれるんだ」と主張することで自分を納得させようとしているのでしょう。こうした人はともすれば若者に嫌われる「老害」になりかねません。

私は年を取ることが悪いとは全く思いません。年を取ったら取ったなりの味わいが出てくるからです。大切なことは老いにあらがうのではなく、それを受け入れて自分にふさわしい役割を果たすことではないかと思うのです。

## ■若者と張り合う必要はない

能の世阿弥の「風姿花伝」の中に「時分の花」と「真の花」という話が出てきます。「若い頃は何もなくても美しいし、花がある。年老いてくると花は衰えるが別の花が生まれる。それが真の花だ」と世阿弥は言います。

つまり、年を重ねて経験を積んできたからこそ出せる魅力があるということです。若い人と張り合う必要は全くないのです。年を取っても「俺は青春だ」と威張るのではなく、自分の能力の衰えを素直に認めた上で、自分にしかできないこと、自分の年齢だからこそできることは何かということを考えるべきでしょう。そうした観点から仕事でも世の中にも貢献することを考えるのがすてきな年の取り方ではないかと思うのです。

俳優や女優でも若い頃よりも年を取るにしたがって良い味わいを出している人もいます。私は「抗加齢（アンチエイジング）」という考え方があまり好きではありません。加齢にあらがうのではなく、むしろ加齢を受け入れることによって味わいを出せると思うからです。それこそが「真の花」ではないでしょうか。

お金の使い方もその年齢にふさわしいやり方があるはずですが、自分の楽しみだけにお金

を使うのではなく、後輩のために援助してあげられることがあればやっていいでしょう。若い人へ投資することも粋なお金の使い方だと思います。

いずれにしろ、年齢に応じた生き方やお金の使い方をすることが豊かな老後生活を送る鍵ではないでしょうか。

## 国民の4割が年金を払ってない、は本当なのか？年金のプロが検証

儲ライフ 2017.03.24

by 『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』

巷では、「国民年金保険料納付率が60%しかない！」などという噂がまことしやかに囁かれています。もしそれが真実ならば、遅かれ早かれ年金制度そのものが破綻してしまうのではないのでしょうか。無料メルマガ『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』で著者のhirokiさんが、その噂の真偽について検証してくださっています。

### よく年金保険料納付率が60%しかないっていわれるが、年金ヤバいんじゃないの!?

よく、だいぶ前からですがニュースとかウワサで国民年金保険料納付率が60%しかない！みたいな事が言われますよね。そしてまた破綻論や不安が世間を駆け巡る。納付率が60%って事は保険料を未納してる人が40%居るって事ですよ。これって本当なんではないですか。

いつもこの話題を耳にしたり目にすると、またか…と思います。肝心な事言っていないから。結論から言うと95%以上の人は未納ではありません。

まず、国民年金被保険者って3種類あるんですよ。

#### ※注意

人数は正確な数字が発表されている平成26年度末状況での資料を使っています。現在は若干異なっているかもしれませんがそんなに違いはないです。

#### ● 国民年金保険料納付状況（厚生労働省）

まず自営業、フリーター、無職、学生等の国民年金第1号被保険者が1,742万人。で、会社員とか公務員が加入してる国民年金第2号被保険者が大体4,039万人。内訳はこんな感じ。

- ・会社員のような第1号厚生年金被保険者が約3,599万人。
- ・第2号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合）が106万人。
- ・第3号厚生年金被保険者（地方公務員共済組合）が283万人。
- ・第4号厚生年金被保険者（私立学校共済組合）が52万人。
- ・国民年金第2号被保険者合計が4,039万人。

この会社員や公務員の4,000万人くらいの国民年金第2号被保険者は、会社が不正でもし

ない限り給与から強制的に厚生年金保険料が徴収されるから未納しようがない。会社の不正（保険料は社員から徴収したが会社が年金機構に納めてないとか）が無ければこの人達は保険料納付率は 100%。

で、国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者に扶養されている人）は 932 万人。第 2 号被保険者から扶養されてる第 3 号被保険者は、国民年金保険料を払わなくても国民年金保険料はちゃんと支払ったものとして扱われますが、この第 3 号被保険者の年金（基礎年金）の原資（基礎年金拠出金という）は第 2 号被保険者の保険料の中に含まれてるんですよ。

これらの人数合わせると、1,742 万人+4,039 万人+932 万人=6,713 万人。

もし、単純に納付率が 60%っていうなら、6,713 万人×60%=4,027 万人ちょっとで 2,685 万人くらい未納みたいな話になっちゃう。という事は表面だけ見たら未納率 40%っていう事でもありますね。

でも違う。全く違う。

## 国民年金納付率 60%というのは、国民年金第 1 号被保険者に限っての話。

まず、その国民年金第 1 号被保険者の中（1,742 万人）で国民年金保険料を免除してる人が大体 600 万人くらい居ます。

- ・申請免除者→380 万人。
- ・学生納付特例免除や若年者猶予→222 万人。
- ・免除者合計 602 万人。

国民年金第 1 号被保険者の残り 1,140 万人の中に未納者は 224 万人で、国民年金未加入者（外国とかに住んで国民年金に任意で加入してないとか）が 9 万人。実際に国民年金第 1 号被保険者として国民年金保険料を完全納付している人は 907 万人。

この国民年金第 1 号被保険者 1,742 万人に対して 907 万人だけなら割合は 52%くらいになってしまいますよね。まあこれだけ見ると、未納率 40%以上になる。

しかし、免除者等は未納とはまた別物。未納だと全く将来の年金に結び付かないけど、とりあえず免除しておけば税金分（全額免除でも基礎年金の半分）は受け取れる（学生納付特例や若年者猶予は年金額に反映しない）し、年金受給資格に必要な 25 年以上（今年 8 月から 10 年以上）の期間にも入る。年金の期間に含むから遺族年金や障害年金を受け取りたい場合に、未納と違って受け取る条件を満たしやすいから話がスムーズになる。また、免除部分は過去 10 年遡って後で保険料を納めて老齢基礎年金額を増やす事が可能。

### ※参考

今なら未納部分は過去 5 年以内であれば年金事務所に申し込んで、専用の納付書を発行してもらって後納して納める事が出来ます（平成 30 年 9 月までの時限措置）。ただし、3 年度以前の保険料は当時の保険料よりちょっと高めに納めないといけない。過去 2 年 1 ヶ月以内の未納部分は通常の納付書で納付できる。

### ● 国民年金保険料後納制度（日本年金機構）

## 未納で困るのは、国ではなく未納者自身という現実

というわけでちょっと話が逸れましたが、結局未納者の割合というのは、6,713万人に対して224万人という事で3.3%。という事は97%くらいは未納ではないんですね。

国民年金は冒頭に書いたように第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者までと分かれてはいますが、昭和61年4月から国民全員を国民年金に加入させたんです。

いくら、厚生年金に加入しているサラリーマンとか公務員であってもまず国民年金に同時加入している形なんですね（だからといって保険料は二重に支払っているわけじゃない）。国民年金に加入してる上で厚生年金が乗っかっている。

というわけで、国民年金保険料未納率の話をするんなら全体の話をしなないといけないわけです(^^;;

国民年金納付率60%しかない！ っていうのは、国民年金第1号被保険者の人達だけの事を言ってるんです。

にしてもなんか未納者が増えるとなんとなく年金財政がヤバくなりそうなイメージがもたれますが、未納の分は年金が支払われないだけの話なので年金財政を圧迫するようなものではありません。

未納が増えると破綻するという心配は年金制度が破綻するというより、未納者自身の生活が破綻しかねないといったところであります。未納が多すぎて保険料を支払った期間や金額が少なければそれだけ支払われる年金も少なくなるし、また、年金受給資格期間を満たさなければ本人に1円も支払われない。

過去に何度か言ってきましたが、公的年金は保険なんです。老後のために保険料を払って積み立ててるわけじゃない。今の現役世代の保険料がそのまま年金受給者に行く賦課方式という方法を取っています（年金は元々は積立方式から始まったが機能しなくなった）。

老後の年金の場合で言えばなぜ保険料を納めているのかというと、誰にもわからない長寿リスクに備えてるわけなんです。損得とかは結果的なものであり、二の次。

歳を取り、老齢になったら働く事が困難になりますよね。そしてこんな超高齢社会になったらいつまで生きるのかわかんないですよね。生きてる間は国が終身で公的年金を支払いますというわけです。

そして若い人達が老後になった時、その老後を支えてくれるのはその時の現役世代の保険料。いつまで生きるのかわからない超高齢社会の中で、公的年金を守っていく事はとても大切な事なんですね。

### ● 破綻している年金制度はやめちまえ！で本当に撤廃したらどうなる？

まあいろいろ不安を煽られる年金制度ではありますが、表面的な事だけに惑わされないようにしましょう～。

image by: Shutterstock.com